令和４年１１月１日

郡市区等医師会長　様

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

日医通知『文部科学省発出』「生後６か月以上４歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る周知等について」の送付について

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。このたび日本医師会より標記の件につきまして周知依頼がありました。

内容は、新型コロナウイルス感染症につきまして、予防接種実施規則等の一部改正により、令和４年 10 月 24 日より、生後６か月以上４歳以下の者(以下「乳幼児という」)に対する新型コロナワクチンの初回接種（１～３回目接種）が実施されることとなっております。※①

乳幼児に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（令和４年９月６日付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課他 関連府省名事務連絡)」においてお知らせ※②しているところであり、引き続き当該事務連絡の内容を踏まえて対応いただくようにとのことです。

新型コロナウイルスの接種に当たっては、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要です。そのため、地域の実情に応じ、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業所（以下「幼稚園等」という）や社会教育施設等において保護者が訪れやすい場所に情報提供資材を据え置く、教育委員会や幼稚園等のホームページや施設内ネットワーク等に情報提供資材を掲載するなど、希望する保護者が必要な情報を取得できるように各施設設置者等に協力を求めております。

この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より日本医師会を通じて上記の内容について別添の文書にて本会に対し情報提供がありました。

※①　令和４年 10 月 18 日　大阪府医師会地域医療１課よりご案内
※②　令和４年９月 14 日付　大阪府医師会地域医療１課よりご案内

つきましては、ご了知いただくとともに、貴会会員へのご周知方を何卒、よろしくお願い申し上げます。

（事務局：地域医療１課【学校医部会】 湯口）
TEL：06 - 6763 - 7012　FAX：06 - 6766 - 2875
E－MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp